

れぞれ固有の数値を与え、それにより単語などの数値を決めるもの)によるもので、19はワーヒド(唯一)及びウジュド(実在)、9はバハー(栄光)の語がこれに当る。

その他、イスラムの習慣を踏襲した好適例としてはルーゼー(断食)がある。これは第19月に行なわれ、その実施要領はイスラムのそれと同様であるが、こちらは太陽暦に依っているので、毎年の時期が一定するなど合理的である。

* * *

以上、簡単な紹介であったが、我々はここでバハイ教が天理教とほゞ同じくらいの歴史を有しながら、天理教が日本の宗教以上に伸び得ないにも拘らず、バハイ教は早くも世界教の名を

冠してもはゞからない程大きくなった点に注目しなければならない。この二者の違いは、やはり必然的に生じたものである。それは、教義の本質にも問題はあがるが、何と云ってもその置かれた歴史的な環境が、それぞれの方向を決定づけた根本要因であると考えられる。すなわち、19世紀のイランは、時も場所も新宗教発生に好都合であったと言える。たゞ残念ながらこの方面の研究は未だ充分になされていないので、詳しいことは将来にまたなければならない。バハイ教を他の大宗教に比肩するのは早いかも知れないが、世界の大宗教がその発祥地を、いずれも西南アジアの地にしているのは、まことに興味あることである。

Yahya ben Ādam's Kitāb al-Kharāj. edited,
translated and provided with an introduction
and notes by A. ben Shemesh. Leiden E. J. Brill

1958. X + 172 pp.

佐 藤 圭 四 郎

本書はライデンのブリル書店から続刊される予定の「イスラームにおける徴税」(Taxation in Islam)という叢書の第一巻として公刊されたもので、現存するイスラーム世界の徴税に関する纏った著述としては最も古いヤフヤー・ベン・アーダムの「キターブ・アル・ハラージ」(租税の書)をテル・アヴィヴ大学 Tel Aviv Univ. のイスラーム法の

教授ベン・シェメシュ博士が註釈を附して英訳したものである。本書のアラビア語の原本は、もとシャルル・シュフェ Charles Schefer 博士の蔵書で、いまバリの国民図書館にある写本であって、まず1896年にシャインボウル Th. W. Juynboll が公刊し、ついで1928年に法官シャーキル Ahmad Muḥammad Shākir Abu al-Ashbāl が前

者に少し訂正を加え、カイロで出版しているが欧語に訳されたのはこれがはじめである。訳者ベン・シェメシュ博士はオスマントルコの土地法について価値の高い労作をだし、この分野で令名のある学者であるが、さらにこれらの法の始源をきわめたいという意図がここにその実を結んだものというべきであろう。原著者アブー・ザカリヤ Abū Zakariya、すなわちヤフヤー・ベン・アーダムは、回暦140年(西暦757年)に、ペルシア系の伝承家を父としてクーファに生れ、長じてアル・ハサン・ベン・サーリフ al-Ḥasan b. Ṣāliḥ (100/718 ~ 167/783) に主として師事し、信頼すべき編纂者 (muṣannif)、伝承学者、コーラン註釈者として高い尊敬をうけた人である。その師アブー・バクル Abū Bakr b. 'Ayyāsh (193/809 歿) とともに、カリフ、ハールーン・アッ・ラシードを訪問したこともあるが、クーファにあって活躍し、回暦203年(西暦818年)に、ワーシットに近いティグリス河畔の町ファミ・アッ・シルフ Fam al-Silḥ で歿した。かれはアッバース朝の最盛期に生存し、イスラーム法の四学派 (Madhāhib) の始祖とは、そのいずれとも同時代であったため、この四派のいずれかに属していたとする諸説があるが、いずれも論拠が薄弱であり、ブロッケルマン Brockelmann がいうように、いずれの学派にも属さなかったとするのが正しい。ヤフヤーにはこの外にも四種の著書があって、現存していないが、ベラーズリー Balādhurī の書 (Futūh

al-Buldān) のなかに引用されている。ヤフヤーに先立って、またかれよりのちの時代に、ほぼおなじ題名の書物が、あわせて廿一種ほど著わされたが、そのうちで現存するのは、アブー・ユースフ Abū Yūsuf 及びクダーマ・ベン・ジャアファル Qudām b. Ja'far の著書にヤフヤーの本書を加えて三種であって、いずれも同名の「租税の書」(Kitāb al-Kharāj) である、ただし、その内容はかならずしもおなじでなく、著者の出身によってもちがっている。たとえば、書記であったクダーマの書には、徴税についてはあまり書かれず、行政や地理や歴史の記述に大部分がつけやされているのにたいし、アブー・ユースフの書には、民法や刑法のことがより多く書かれている。これにたいして、ヤフヤーの本書は、租税についての伝承をあつめ、それに多少の説明を加えたもので、とくにはっきりとした著者の意図を書きあらわしたものではない。つまり同時代のアブー・ユースフ(廿年はやく歿している)の書が法律書であるのにたいして、ヤフヤーの本書は伝承 (Hadīth) の書である点が特色である。本書は約六百の伝承・逸話・戒め・格言などをあつめているが、いずれもきわめて短いもので、種々な題目に従ってまとまりなくならされており、いまだギリシア人の思想がイスラームの学問に影響をおよぼすにいたらないころの著作であることを示している。法律書は法理論と法文の決定を本領とするのにたいし、伝承書はその伝承の信憑性と完全さをもって価値の基準とする。本書の原本である写本は、ヤフヤ

→ アル・アーミリー al-'Āmirī → アッ・サッフアール al-Saffār → アッ・スッカリ al-Sukkarī → アル・ブスリー al-Busrī という伝承の系列になっているが、年代的にみて断層があり、直接に前者から後者へと順次に口誦によって伝承されたのではなく、かつてじぶんが口授筆記させられた伝承をその師がよみきかせ、弟子がそれを筆記したものである。この写本は四つの部分にわかれており、前半の二つは、アル・ブスリーの門弟アリー・タッラード・アッ・ザイナビー 'Alī Tarrād al-Zaynabī (のちブーヤ朝時代の宰相となる) が、また後半の二つは、他の門弟によって、ともに回暦489年に写されたものである。その際に、タッラードはじぶんの家につたわるアッ・サッフアールの写本からうつしとった別の古写本を照合して、原文を訂正している。ヤフヤーのこの原書の特徴は、アブー・ユースフの同名の書と比較するときもっともよくわかる。両書とも、それぞれの伝承について、「それは某によって、私に伝承された (haddatha-ni)」というばあいと、「それは我々に伝承された (haddatha-nā)」というばあいを区別してつかっている。「私に」という単数のばあいは、じぶんの師や同時代の専門家や学者から直接に個人的に伝承したもので、その伝承が真実であることを保証するばあいであるのにたいして、「我々に」という複数のばあいは、その伝承の経路がかならずしもはっきりしないが、いはんによく知られた伝承であるとか、種々の史料からあつめられた伝

承であるばあいとかがつかわれる。アブー・ユースフは、カリフ、ハールーン・アッ・ラシードの命令によって、徴税の基本になるよりどころを示すため、コーランや伝承のうちから関係の史料をあつめたが、不審のときは専門家の意見をきき、私見をまじえずに引用している。そしてみずから学識のふかい法律学者であったかれが、私見をのべるところでは、「私見によると……である」とか、「そして私は書いた」とかいう一句をもちいて区別をはっきりしている。そして引用されている約四百の伝承のうち、その半数が「私に」伝承されたものであり、残りのほとんどすべてが「我々に」伝承されたものとなっている。これにたいして、ヤフヤーの本書についてみると、約六百の伝承のうち、「それは私に伝承された」とあって、かれの師アル・ハサンやシャリークなどにかれが質問して直接にきいた伝承は、わずかに16例であって、そのほかの伝承はすべて「それは我々に伝承された」ということばで始っており、そのうちのあるものは予言者のことばとして伝承せられたものであり(約80例)、またオマル一世に販せられるものがあり、タルムードの 'Aheirim Omrim' とおなじように「あるひとが言う」とか「他のひとたちが言う」とかいう書きだしのものもある。ヤフヤーじしんの独創的な見解は、二三の例のほかは、みつけだせない。このことから、かれの書は、じしんが主動的な立場にたち統一した意図によって伝承をまとめたというものでなく、ひろく伝承をあつめてこれを保存したという点に特色があり、伝記作家が

れを著作者とよばず、編纂者 *muṣannif* とか編輯家 *sāhib taṣānif* とかよんでいるのはこのためである。次に、この書がとりあつかっている内容は、(1) *ghanīma*, *fay*, その他の税金。(2) 地租を支払う義務を負っている被征服民の所有地の問題。(3) 鉱産物にたいする課税の問題。(4) 他人の土地に家をたてたり、井戸や泉を保護するとき、その他類似の問題。(5) 人工灌漑の耕地は、雨水灌漑地の税金の半分を支払う等の問題。(6) *zakāt* と *sadaqa* を課せられる作物の問題。である。そして、こんにち多くのイスラーム諸国においていまなおひろく行われている土地所有にまつわる基礎的な法則がいくつか本書にふくまれている。(a) 土地の所有権というものは、けっきょく神と予言者にあり、全イスラーム共同体を代表する国家が、それから土地の所有権をうけとったものであるという原則。(b) 国有地を未耕のままにおくと、三年のあいだはみのがすが、それをこえると、国家が没収する権利を持っているという原則。(c) 協同者または共受者には、先買権というものがあるといわれているという原則。以上の三つはその代表的なものである。ヤフヤーの本書は、のちのひとたちによく利用され、カティーブ *Katīb* は「バグダード史」(*Tā'ri'h Baghdād*) のなかで、クダーマは「租税の書」のなかで、租税のことについて本書からうつしとっている。またベラーズリーは「諸国征服史」のなかで、本書の伝承を信頼できる史料として四十八回引用しているといわれている。そして、本書があ

らわされてから、回暦八世紀のなかごろまで、五百年以上にわたってひきつづき研究されたことは、本訳書のテキストになっている写本の余白の部分に記されているひとたちの名によって知ることができる。前述したブーヤ朝時代の宰相アリー・タッラードをはじめ、カーディル派 *Qādirīya* の創始者であるアブダル・ラッザーク *Abd al-Razzāq b. 'Abd al-Qādir al-Jīlī*、有名な神学者イブン・タイミーヤ *Ibn Taimīya* などがそれである。これはイスラーム社会における伝承の形式によるものであって、ある書物に記されている伝承を他人につたえるばあいには、その典拠となる写本を所蔵している学者(先生)の「許可」(*Ijāza*)をうけて、そのひとが同席した集会において、集会の書記(*Katīb al-Majlis*)が口頭でよみあげ、他のひと(生徒)たちに筆記させ、伝承の権利をゆだねることが行われたためである。生徒たちは、じぶんたちでつかうための写しを別につくって先生にさしだし、それが正確であることを証明してもらい、先生の名において伝承する「許可」をうけたようである。このようなイスラーム文献の慣例は、ユダヤその他の文献にもその比をみない独自のものである。本書の写本の前半を書いたアリー・タッラードは、とくに多くの書物に「許可」をあたえることに熱心で、アブー・ウバイド *Abū 'Ubayd* の「財産の書」(*Kitāb al-Amwāl*)には、回暦490年の日附けでかれが証明している実例がある。さていまとりあげている本書のテキストとなった写本は、

もとエジプトの伝承学者に所蔵されたが、当時「正統派の砦」といわれたダマスカスにもたらされ、この地の「伝承研究の学校」(Dār al-Hadīth)の一つでおこなわれた集会でよまれたものであることが、余白の記載によってしられる。本書の訳者ベン・シュメシュ博士は、専門法律用語をもちいた文章を解釈するのに細心の注意をはらい、そのため関係のある平

行史料との比較によって翻訳の正確を期している。アブー・ユースフ、アブー・ウバイド、クダーマ、ハテーブ、ベラーズリーその他の著書との対比がなされており、これによってつくられた訂正の一覧表が末尾につけられており、イスラーム諸国の現行法律條令表や種々の注釈・索引とともに、この価値高い労作の内容の理解を助けている。

“Antonino PAGLIARO : Letteratura della Persia Preislamica, Milano 1960.” への書評に寄せて

伊 藤 義 教

本書は Thesaurus Litterarum の第一部 Storia della letteratura di tutto il mondo (Antonio VISCARDI 監修)の第六巻 pp. 7~147 にあたり、Alessandro BAUSANI : Letteratura Neopersiana (pp. 149~898) と合本の形をとり、総合タイトルは Storia della Letteratura Persiana 『ペルシア文学史』で、巻末に索引がある。

この『イスラーム以前のペルシア文学』は I 『古代』とII 『中世』の二篇から成る。Iにおいて著者はまず、古代および中世のイラン文化の特色が宗教を中心として回転していることを指摘する。宗教とは、この場合、ザラツシュトラ教(以下ザ教と略記)のことである。古代にも文学的活動があったのに文学の形成を見な

かったのは、宗教的または神学的モチーフが枢軸となつてはたらき、このフィルターを通過し得たもののみが許容されたことと、もう一つは、楔形文字以外に実用文字のなかったためであるという。そしてアラム語が公用語とされ、やがてその文字がイラン語に適用され、アルシャク王朝時代にザ教聖典が文字をもってしるされる困をなしたという。ついでハカーマニシュ王朝の碑文の二、三に関する真偽の考証に入り、解説史を簡単に回顧して、以下、ダーレヨーシュ一世の重要な諸碑文およびクシェヤールシャー一世のデーフ崇拜禁止碑文を概観、その宗教史的意義を強調する。ついでアヴェスター(以下Av.と略記)に移るが、その取扱いにおいて著者の最も力説したところは、Av.とザンド(Zand)との関係である。著者によれば、Av.の最初の編集または義解はアラム語によ